

特定福祉用具販売事業所運営規程

株式会社 五月商店

〒509-0133 岐阜県各務原市鷺沼古市場町 2-56-3

TEL 058-384-0231

FAX 058-384-0037

(事業の目的)

第1条 株式会社五月商店（以下「事業所」という。）が開設する特定福祉用具販売事業所が行う特定福祉用具販売の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、福祉用具専門相談員（介護福祉士、義士装具士、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士または厚生労働大臣が指定した講習会の課程を修了した者もしくは都道府県知事がこれと同程度以上の講習を受けたと認めるもの）が要介護状態にある高齢者に対し、適切な特定福祉用具販売を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の専門相談員は、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、要介護者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえ、適切な特定福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、日常生活上の便宜を図り、その機能訓練等に資するとともに、利用者を介護する者の負担軽減を図る。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携をはかり、その機能訓練等に資するとともに、利用者を介護する者の負担軽減を図る。

3 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイダンスに則り、事業者が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供に係る以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 株式会社 五月商店
- 二 所在地 岐阜県各務原市鵜沼古市場町 2-56-3

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 福祉用具専門相談員 1名（福祉用具専門相談員を兼務）

管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも適切な特定福祉用具の提供に当たるものとする。

- 二 福祉用具専門相談員 福祉用具専門相談員研修修了者等 10名（うち1名は管理者を兼務）

福祉用具専門相談員は適切な特定福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 一 営業日 配送 月曜日から土曜日
電話対応 月曜日から土曜日
相談窓口 月曜日から土曜日

(祝日、原則：お盆 8月13日～15日、原則：正月 12月31日～1月4日を除く。)
なお、定休日であっても利用者の状態を考慮の上サービス提供を極力行う。

- 二 営業時間 配送 9：00 から 18：00
電話対応 9：00 から 18：00
相談窓口 9：00 から 18：00

なお、電話連絡等により時間外でも一時対応が出来る体制とする。

(特定福祉用具販売の提供方法、内容及び販売料金等)

第6条 特定福祉用具販売の提供方法及び内容は次のとおりとし、特定福祉用具を販売した場合の販売料金の額は、別途カタログ、目録に記載した金額とする。法定代理受領サービスであるときは、介護保険上定められた自己負担割合とする。

2 専門相談員は特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の状態、利用者の希望、そのおかれている環境を踏まえ選定し、専門的知識に基づき特定福祉用具の機能、使用方法、料金等に関する情報を提供する。

3 特定福祉用具販売の提供に当たっては、販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し点検を行う。また利用者の心身の状態に応じて特定福祉用具の調整、使用方法の指導を行う。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、各務原市、岐阜市、羽島郡笠松町・岐南町、旧関市、美濃市、加茂郡坂祝町・富加町、美濃加茂市、可児市とする。

(苦情を処理するために講ずる措置の概要)

第8条 管理者は、提供した特定福祉用具販売に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

別添資料 「利用者から苦情を処理するために講ずる処置の概要」

「苦情対応マニュアル」

(事故発生時の対応)

第9条 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う

3 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(個人情報の保護)

第10条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドランス」を遵守し適切な取り扱いに努める。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(その他運営についての留意事項)

第11条 従業者は、資質の向上を図り、特に高齢者の心身の特性について理解を深め、良質なサービスの提供と多様化する高齢者のニーズに的確に対応でき、しかも介護全般にわたってコンサルティングができるよう以下の研修を修めるものとし、業務態勢を整備する。

一 新規採用者研修 採用後6ヶ月以内に採用時研修を行う

二 採用後研修 年間12回以上行う

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であったものに、業務上知り得た利用者又はその秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 6 月 2 2 日から施行する